

9 学校教育全体で進める教育活動

(1) 情報教育

ア〈基本的な考え方と目標〉

基本的な考え方

コンピュータ等の情報技術は急激な進展を遂げ、人々の社会生活や日常生活に浸透し、スマートフォンやタブレット等に見られるように情報機器の使いやすさの向上とも相まって、児童生徒が情報を活用したり発信したりする機会も増大している。将来の予測は困難であるが、情報技術は今後も飛躍的に進展し、常に新たな機器やサービスが生まれ社会に浸透していくこと、人々のあらゆる活動によって極めて膨大な情報（データ）が生み出され蓄積されていくことが予想される。このことにより、職業、学校での学習や生涯学習、家庭生活、余暇等人々のあらゆる活動において、さらには自然災害等の非常時においても、新たな機器やサービス、情報を適切に選択・活用していくことが不可欠な社会が到来している。

予測困難な社会において、児童生徒が情報を主体的に捉えながら、何が重要かを考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいけるようにするため、情報活用能力の育成が極めて重要となっている。情報活用能力は「学習の基盤となる資質・能力」の一つであり、児童生徒に確実に身に付けさせる必要があるとともに、身に付けた情報活用能力を発揮することにより、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくことが期待されるものである。

学習指導要領では、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の活用について、こうした情報活用能力の育成もそのねらいとするとともに、人々のあらゆる活動に今後一層浸透していく情報技術を、児童生徒が手段として学習や日常生活に活用できるようにするため、各教科等において、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとしている。また、児童生徒が将来どのような職業に就くとしても時代を越えて普遍的に求められる「プログラミング的思考」をはぐくむため、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動が小学校から高等学校まで行われている。

児童生徒一人一台端末の活用が本格的に始まり、これを活用した授業が進められている。当初は端末をまず活用すること、様々なアプリケーションをいかに多用して授業を行うかが中心であったが、これは教師が主導する従来までの授業をICT活用によって強化しているに過ぎなかった。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）（令和3年1月）では、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を掲げ、これらの一体的な充実をとおして、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげることが求められている。個々の児童生徒が自分の学びに責任をもち、自分の意思で工夫して取り組む学び方は、一人一人異なってもよく、どのような学び方が最適かは自分の意思で決めるとともに、他者の学びが可視化され、いつでも他者参照ができるクラウド環境を活用することによって協働性と、協働を踏まえて自分の学びを更新していくといった学びがこれからの児童

生徒に期待されている。義務教育課程から高等学校の児童生徒が活用している一人一台端末は、このような意義によるものである。

一方、生成A Iの急速な進歩は教育にも大きな影響を与えつつある。「初等中等教育段階における生成A Iの利活用に関するガイドライン(Ver.2.0)」（令和6年12月）では、授業や校務における活用事例と不適切な事例が具体的に示され、文章生成に限らず多様な生成A Iの利活用を想定しつつも、最終判断は人間が行うこととしている。著作権の取り扱いや保護者同意、個人情報や機密情報を入力しない等、リスクも具体的に示された。

情報教育の目標

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（それぞれの該当部）における情報教育の目標は、全ての児童生徒に基礎的・基本的資質として情報活用能力を身に付けさせることである。情報活用能力には次の三つの観点があり、これらを相互に関連付けて発達の段階に応じてバランスよく育成することが必要である。

A 情報活用の実践力

課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力

B 情報の科学的な理解

情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解

C 情報社会に参画する態度

社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度

《参考資料》

- 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」（中央教育審議会 令和3年1月）
- 「初等中等教育段階における生成A Iの利活用に関するガイドライン（Ver.2.0）」（文部科学省 令和6年12月）
- 「教育の情報化に関する手引―追補版―」（文部科学省 令和2年6月）
- 「高等学校情報科『情報Ⅱ』教員研修用教材（本編）」（文部科学省 令和2年3月）
- 「小学校プログラミング教育の手引（第三版）」（文部科学省 令和2年2月）
- 「情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～」（文部科学省 令和2年）
- 「高等学校情報科『情報Ⅰ』教員研修用教材（本編）」（文部科学省 平成31年3月）
- 「教育の情報化加速化プラン～ICTを活用した『次世代の学校・地域』の創生～」（文部科学大臣決定 平成28年7月）
- 「教育の情報化ビジョン～21世紀にふさわしい学びと学校の創造を目指して～」（文部科学省 平成23年4月）
- 「情報モラル教育実践ガイダンス」（国立教育政策研究所 平成23年3月）
- 「学校における教育活動と著作権」（文化庁著作権課 令和5年）
- 「京都府小学校プログラミング教育～育てていこう情報活用能力の森～」（京都府教育委員会 令和2年3月）
- 「情報モラル教育指導資料」（京都府総合教育センター 平成29年3月）